

横浜市と日産自動車株式会社が連携協定を締結

～幅広い分野で一層の連携を進めます～

横浜市と日産自動車株式会社(以下日産自動車)は、互いに持つ資源やノウハウ等を活用し、SDGs 未来都市であり、Zero Carbon Yokohama を掲げる横浜にふさわしい未来社会やイノベーション都市・横浜の実現、都市ブランド力の向上及び地域活性化に寄与することを目的に、令和元年8月19日付で、連携協定を締結しました。

連携協定締結の経緯

日産自動車は、1933年に横浜の地(現 横浜工場)で創業し、2009年に日産自動車グローバル本社が横浜みなとみらいへ移転しました。

これまで、横浜市と日産自動車は、他の自治体に先駆けて取り組んだ電気自動車等の普及を目指すプロジェクト「ヨコハマモビリティ“プロジェクト ZERO”」(2009年)をはじめ、横浜マラソン等のスポーツイベントや横浜音祭り等の文化事業での連携、さらに自動運転技術を活用した新しい交通サービスの実証実験等様々な分野で連携してきましたが、今回の本社移転10周年を機に、更に両者の連携を進めるべく、連携協定の締結を行うことになりました。

連携項目

- (1) 地域企業等とも連携したイノベーション創出につながる取組や発信に関する事。
- (2) 持続可能な社会に向けた環境への取組の推進や普及啓発に関する事。
- (3) まちづくりやまちの賑わいに資すること。
- (4) 文化プログラムやスポーツイベント等に資すること。
- (5) その他横浜市及び日産自動車の協議により定める市民生活の向上・地域社会の活性化に資すること。

今後の連携

今回締結した連携協定に基づき、2020年度には、横浜市及び地域企業・団体等と連携し、みなとみらいから国内外へイノベーションを発信する、プロジェクトを進めていきます。

本プロジェクトでは、日産自動車がみなとみらい21中央地区60・61街区の一部に期間限定の施設を設置し、IoT技術を活用した展示や市民参加型イベント等を実施するほか、未来社会やイノベーションの体感の場を提供する等、みなとみらい地区の賑わい創出や横浜の都市ブランドの向上にも貢献していきます。

プロジェクトの詳細については、詳細が決まり次第、改めてお知らせします。

お問合せ先		
横浜市政策局政策課	担当課長 米澤 陽子	Tel 045-671-3914
日産自動車株式会社	コーポレートコミュニケーション部	Tel 045-523-5521

連携協定書

横浜市（以下「甲」という。）と日産自動車株式会社（以下「乙」という。）は、両者の公民連携による取組について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が互いに持つ資源やノウハウ等を活用し、SDG s 未来都市であり、Zero Carbon Yokohama を掲げる横浜にふさわしい未来社会やイノベーション都市・横浜の実現、都市ブランド力の向上及び地域活性化に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条に掲げる目的を達成するため、次の事項について連携する。

- （1）地域企業等とも連携したイノベーション創出につながる取組や発信に関すること。
- （2）持続可能な社会に向けた環境への取組の推進や普及啓発に関すること。
- （3）まちづくりやまちの賑わいに資すること。
- （4）文化プログラムやスポーツイベント等に資すること。
- （5）その他甲及び乙の協議により定める市民生活の向上・地域社会の活性化に資すること。

（連携事項の進め方）

第3条 前条に定める連携における内容や役割分担等の具体的詳細は、適宜協議の上、定めるものとする。

（情報管理）

第4条 甲及び乙は、WEB 等により既に公開されている情報以外の情報のうち、本協定により相手方から提供された又は知り得た情報を、提供者の事前の承諾なく、第三者に提供、開示若しくは漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、前項の情報のうち個人情報にあたる情報が存在する場合は、関係法令を遵守し、特に適切に取扱わなければならない。

（第三者との関係）

第5条 甲及び乙は、本協定とは別に、第三者との間で本協定と同様の取組を行うことができる。

（協定書の変更）

第6条 甲及び乙は、協議による合意に基づき、本協定書を変更することができる。

(解約)

第7条 甲及び乙は、相手方が本協定に違反した場合又はやむを得ない事情がある場合は、事前の協議を行ったうえで、相手方に対して書面により通知し、本協定を解約することができる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、本協定と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は定めに関して疑義が生じた場合は、甲乙が協議のうえ解決をする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和元年8月19日

甲 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 林 文子

乙 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
日産自動車株式会社
代表執行役社長兼最高経営責任者 西川 廣人